

平成23年度第7回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成23年11月21日（月）19時～21時

場 所：ホテル京都平安「平安の間」

出席委員：奥山茂彦委員，源野勝敏委員，菅原幸子委員，関川芳孝委員，仙田富久委員，
宮本義信委員，矢島里美委員，山手重信委員

欠席委員：岡本義則委員，西晴行委員，樋口文昭委員，村井信夫委員

— 開会 —

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成23年度の第7回、前年度から数えまして13回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の出欠でございますが、岡本委員，西委員，樋口委員，村井委員におかれましては、御都合がつかず、欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『市営保育所の今後のあり方について（最終意見（案））』，2点目が『市営保育所の今後のあり方について 第13回要求資料』でございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、宮本会長，議事の進行をお願いいたします。

【宮本会長】

それでは、以後、円滑な議事進行について御協力をお願いいたします。

前回の会議では、市営保育所の今後のあり方につきまして、今回配付されております資料で言いますと、「最終意見（案）」のⅠ，Ⅱ，Ⅲの部分に係る確認と、Ⅳの「市営保育所の今後のあり方とその実現へのプロセス」に係る検討ということで、委員の皆さんから様々な御意見をいただき、最終意見（案）に向かって議論を深めてまいりました。

そこで、今日は、審議の方も本日を含めて残すところ後2回、次回の審議が分科会として最終となることから考えますと、その審議内容は分科会として提出する最終意見についての最終確認が主な審議内容となってくるかと思えます。

実質的には本日の審議が具体的な議論を行う最終の場となってまいりますので、全体の確認も行いながら最終意見としてまとめていくための議論を行いたいと思えます。

それでは、前回、京都市職員労働組合の方から御提出のありました、委員からの追加質問への回答に対しまして、発言する時間を求められておりますので、よろしくお願いします。

【委員】

8月に私が質問状を労働組合に出しまして、10月にその回答をいただいたわけであります。この見解につきましては、これはなかなか一つにすることはとてもできないようなことがあろうかと思えますけれども、その中で確かにそうだなという点もあろうかと思えますので、その点に前段で触れて参りたいと思えます。

労働組合から投げかけられていた一つに、定員外入所児を大幅に受入れることにより、「過密な保育になっていかないか」という、批判的な見解が示されました。国の方は依然として待機児童が減らないこともあって、これまでの20%増の定員外を受入れるという枠の設定について、その上限も外すというようなどころまで来ておまして、これについては、いささか懸念を持っております。

しかし、待機児童を減らさなければならないことは、保育を携わる者にとって、一大使命であると思ひまして、止むを得ず対処してきました。この労働組合からの批判を頭から無視することは我々としてもできないわけでありますので、この点、児童の受入れが増えすぎて、保育の現場ではかなり過密な状態になってしまっているというところもあります。こういった点は、現状においては止むを得ないかもしれませんが、長くは続けられないと思ひます。市としても、その対策を抜本的に講じていただきたい。

また、市営保育所側としてもこれを傍観者として批判するだけではなくて、ともに協力して待機児童の解消に取り組むべき課題ではないかと思っております。

他の点は、見解の相違というところがあって、特に公民格差の問題については、いくら議論しても、なかなか埋まらないのではないかと思ひますので避けておきたいと思ひます。

次に、地域子育て支援拠点事業については、かなり異論を今まで申し上げてきたわけであります。現在、民間保育園では子育てステーション・園庭開放を行って、地域での家庭の支援を呼び掛けています。この中で民間園は、子育てエキスパートとして、地域との交流をしてきましたけれども、市営保育所が拠点事業として幅広い活動をするに当たっても、地域の民間園の子どもとの協力関係は、もっともっと活発にできるのではないかと思ひます。そういった点で地域の情報などにおいて、民間園がかなり把握していますから、その情報の共有も図りながら、より行き届いた対策にしていきたいと思っております。

それから私がこの審議会の中で何回も言ってきたことですが、市営保育所と民間保育園の間では、依然として垣根が高いようです。この垣根を低くして相互交流をする必要があろうかと思ひます。この度の市営保育所のあり方を検討するに当たっても、あまりにも相互不信や不理解が大きくて、民間園側からは、市営保育所はどこを切っても、同

じ金太郎飴のようなもので、高い給料をもらっている割に大したことをしていないといった見方もあるわけですが、逆に市営保育所側からは民間園は若い未熟な職員が多くいて、園長も儲けることを第一に考え、保育の質が低い、というような先入観を強く持つておられるように思いました。特に保護者会のアンケートでは、そのような記述がたくさんありました。

この度の市営保育所のあり方で、特に民営化を議題にするに当たっては、この相互不信が、大きな壁になってくるのではないかと私は心配しています。京都市あるいは、保育園連盟のリードによって交流がさらに活発にされて相互不信を少しでも減らしていくことが、当面の課題ではないかと思っています。

私は、今回の市営保育所の民営化を述べるに当たって、指定管理者制度を考えるべきだと先日申しあげました。初めから民設民営も考えられますが、いきなり民設民営化することは、現在の市営保育所の保護者にとっては、劇薬になってしまい、相当な反発が出るのではないかと思います。指定管理者制度というのは、公設民営になるかとは思いますが、徐々に民営化していくことも一つの方法でなかろうかと思っています。

この制度について、京都市では、保育園や児童館、その他福祉施設の運営で採用されてきましたが、保育所については、確か御池保育所一つだけでなかったかと思っています。

児童館につきましては、これまで多数がこの制度を活用されてきており、従来の公設民営が指定管理者制度により民営の特性が活用されるようになってきております。これによりまして、必要な経費は、京都市より支給されることになっております。経営上は、市は監督権限を握っていて、大枠は市が方針を示すことになっておりますが、一方において、日常の運営にはかなり幅広い選択の余地が指定管理者に与えられております。

以前からの説明にもありましたように、「国からの運営費が支給されず、特に施設修繕や、建て直しといった状態になると、たちまち困るのではないか。ただ、人件費に関しては、直営よりも安くなる、これはメリットである。」ということが記されていたわけです。私は、保護者会がこれをどう見るのかということがポイントになるかと思っています。

職員は一定の期間は新旧職員が同居していても、最終的には入れ替わります。市営時代のベテラン職員が、民間の経験年数の少ない職員に代わるとしますと、保護者の不安が強くなってしまいます。特に、障害児、被虐待児など気になる子がいる場合は、なおさら心配になってしまうのではないのでしょうか。

この場合、一定期間は、移行期間も含め、指定管理者に運営を任されるということですが、その間の責任の一端は市も負担すべきで、特に障害児保育については一定期間、市営からの熟練した保育士がしばらく付くべきであろうと思います。

さらに、民間保育園の保護者会と市営保育所の保護者会の意識は相当違いがあるように予測しております。この面においても、市営保育所の元職員の関与が一定期間必要だと思

われます。

一番問題なのは、これまでも申し上げてきましたけれども、市営と民間との間には、従事する職員の業務に対する密度が相当に違っているのではないかという点です。民営化されたときに、民間保育園の職員配置ですと、今までのように、きめ細かい丁寧な保育ができないという批判が生じる恐れがあります。移行期間も、これらの点も考慮すべきでなかろうかと思います。

民営化を委ねる指定管理者の選定につきましては、公募することは当然であります。株式会社は利益を優先するわけでありますので、選考の中に入れることは難しいのではなかろうかと思います。NPOなども財政基盤が弱いので、堅実な経営ということであれば、強くは申しませんが、私はやはり社会福祉法人が一番適切ではなかろうかと思います。

いずれにしても、市営保育所からいきなり民設民営にすれば、市営保育所の保護者には大変な劇薬になると思います。こういった不安に、我々は十分に伝えていかなければならないと思いますので、今後検討すべき余地があるのではなかろうかと思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。

それでは、議論の方に入っていきたいと思います。まずは、前回の分科会におきまして委員の方から資料の要求がございましたので、これにつきまして、事務局の方から説明を受けていきたいと思います。それでは、事務局の方、よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、前回の会議で委員から要求のございました資料につきましてご説明させていただきます。

お手元の「市営保育所の今後のあり方について 第13回 要求資料」を1枚お開きください。「平成23年度第6回福祉施策のあり方検討専門分科会での資料要求項目」としてまとめさせていただいております。

1ページをご覧ください。

「待機児童の状況」についてでございます。

左から順に、平成22年4月1日、平成22年10月1日、平成23年4月1日、平成23年10月1日時点の待機児童の状況につきまして行政区ごとに表記しております。

平成22年度の状況でございますが、4月1日時点の待機児童の総数は236名となっております。これが、10月1日時点には、123名増の359名となっております。

平成23年度におきましては、4月1日時点の待機児童の総数は118名となっております。これが、10月1日時点には、137名増の255名となっております。

要求資料に係る説明は以上でございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から説明がありましたが、委員の皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。

【委員】

前回の論議の際も聞かせていただいたのですが、やはり右京区、西京区、伏見区の待機児童の数が多いかなと読み取らせていただきました。

その中で、当然、居住区を超えて、他の行政区にある保育所へ通っているお子さんもおられるので、待機児童数というのは、例えば西京区から南区の方に通っている子を除いたとしても、これだけあるということを確認させていただきたい。

【事務局】

この待機児童の状況ですが、保護者の住所区で分布しておりますので、北区に住所がある保護者のお子さんが9名います。

ですから希望されている保育所は、例えば上京区とか周辺の区にまたがっているというケースはあります。

【宮本会長】

ありがとうございました。

それでは、前回の会議での議論を踏まえまして、事務局の方で「市営保育所の今後のあり方について（最終意見（案）」）として、前回の資料に修正・追加した資料を作成しておりますので、これにつきましての説明を受けたうえで、具体的な議論に入っていきたいと思えます。

それでは、事務局から説明の方よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元の資料、「市営保育所の今後のあり方について（最終意見（案）」）につきまして御説明させていただきます。

本資料につきましては、前回の分科会におきまして委員の皆様からの御意見を踏まえまして、「市営保育所の今後のあり方について（最終意見に向けた検討資料）」をもとに追加・修正を行い、「最終意見（案）」としてまとめたものでございます。

今回、修正等を行いました部分につきましては、下線及び取り消し線を引いております。

それでは、修正等を行いました主な点につきまして御説明させていただきます。

資料をお開きいただきまして10ページをご覧ください。

中段の「1 保育内容について」の最終段落の部分でございますが、委員からの「市営保育所が直接の利用者である保護者の方から評価されていることについて盛り込むべき」との御意見や、「第三者評価の実施などにより質の維持・向上を図る必要があることを盛り込むべきである」との御意見を踏まえまして、新たに文書を追加しておりますのでそのまま読み上げさせていただきます。

「また、市営保育所が現在実践している保育内容については、保護者会からのアンケートを見ると、これを利用する保護者から比較的高い評価を受けていることがうかがえ、現在の保育内容の維持・向上が今後とも期待されている。今後、市営保育所は、保育内容の維持・向上を図る観点からも、民間保育園と同じく積極的に第三者評価を受審していく必要がある。」

続きまして、11ページを御覧ください。

中段部分「3 障害のある入所児童への対応について」の部分でございますが、委員からの「実際に受入れを行わない園が3割なのか、障害児加配の認定が受けることができなかった園が3割なのか、その中身が不明である」との御意見を踏まえまして、全体的に文章の修正等を行っておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。

「現状においても、障害のある入所児童に対する職員加配（以下「障害児加配」という。）の対象となる児童について、市営保育所の平均以上に受け入れている民間保育園が存在することから、民間保育園においても十分に対応は可能であると考えられる。

しかし、平成22年4月1日時点において、障害児加配の対象となる児童の受入れがない民間保育園が全体の約3割存在するなど、民間保育園の中でも受入れに大きな差が見られ、また民間保育園と比べて市営保育所の方が受入割合が高くなっている。これらの要因としては、障害児加配の対象となる児童の認定方法の違いと障害のある入所児童に対する職員加配（以下「障害児加配」という。）の違いがあることが考えられる。

今後とも、障害のある子どもも地域で等しく生活ができるよう、引き続き、民間保育園と比べ障害児加配の充実した市営保育所で受入れを行いつつも、民間保育園の財政支援も含め、保育行政として障害児保育全体のあり方を検討する必要がある。」

2枚おめくりいただきまして、14ページを御覧ください。

中段以降、4段落目の部分でございますが、委員及び宮本会長からの「文意が分かりにくい」との御意見を踏まえまして、一部表現等の修正を行っておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。

「これらを勘案すると、現状において、民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所

については、これまでに述べた役割・機能を今後、実践していくことが必要であるが、当面維持すべき役割・機能のほか、今後の新たな役割・機能までの実践を、現在あるすべての市営保育所において継続・開始していくことが最適であるとは考えられない。むしろ、民間保育園における実践で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられる場合については、民間保育園への移管も選択肢の一つとして検討する必要がある。」

続きまして、次の段落の1行目の部分でございますが、委員からの「子どもの利益を最優先する観点」と、「文章の最後の表現が弱い」との御意見を踏まえまして、「子どもの最善の利益に基づき」との文言を追加するとともに、次の15ページでございます文章の最後の部分につきまして、「京都市の子育て支援サービスの充実に積極的に活用することも重要である。」との表現に修正しております。

続きまして、同じく15ページでございますが、委員からの「市営保育所の配置状況のわかる図を追加してはどうか」との御意見を踏まえまして、市営保育所、福祉事務所、保健センター及び児童福祉センター等の市内配置図の方を追加しております。

1枚おめくりいただきまして、16ページを御覧ください。

「1 市営保育所の今後の配置のあり方について」の、3段落目から次のページにかけて、委員からの地域子育て支援拠点事業に関する様々な御意見を踏まえまして、文章の方を大幅に修正しておりますので、修正後の文章につきましてそのまま読み上げさせていただきます。

「現在、市営保育所は、民間保育園、児童館、小・中学校、主任児童委員、また福祉事務所や保健センターなどとともに、行政区レベルの子育て支援のネットワークを構成しており、子育て家庭の孤立化や児童虐待の未然防止が大きな課題となっている。今後とも、地域ぐるみで子育て家庭をサポートする取組の充実がネットワークの構成員のいずれにも求められる中で、市営保育所は、これらの機関・団体と協力し、公・民一体となった取組を進めていくべきである。

こうした中で、特に、16箇所の子営保育所で実施している地域子育て支援拠点事業については、福祉事務所や保健センターと市営保育所が連携した一体的支援を充実する観点から、保育士の専門知識・経験を生かした福祉事務所の子ども支援センターの体制充実、また、市営保育所が設置されていない行政区があることも踏まえた、市内のバランスのとれた実施箇所への改善やその実施体制の変更も含めて、今後の事業のあり方を検討し、実施すべきである。

あわせて、国庫補助事業としての地域子育て支援拠点事業は、京都市においては、市営保育所以外にも、子育て支援活動いきいきセンター（いわゆる「つどいの広場」）や児童館での乳幼児クラブなどの活動（いわゆる「児童館・子育てほっと広場」）として、社会福祉法人やNPO、また住民団体などにより広く実施されているところである。こうした地域

ぐるみで子育て家庭をサポートする取組については、公・民一体となって展開する必要がある。このため、市営保育所の地域子育て拠点事業が公の部門として担う主な役割を、今後、保育所（園）に入所していない3歳未満の乳幼児を養育する家庭の育児相談や支援のための家庭訪問などのアウトリーチ型の事業、また、子育てサロン・サークル、NPOなどの地域の自主的な活動の育成・支援やコーディネート、さらに、学区レベルでの子育て家庭の見守りや子育てに関係する各種の相談窓口のネットワークづくりなどの取組に位置づけるべきである。一方で、市営保育所の子育て支援拠点事業のその他の取組で、「つどいの広場」や「児童館・子育てほっと広場」でも実施されている事業に類似するものについては、京都市の指導監督や支援の仕組みづくりを行ったうえ、民間保育園の積極的な取組に委ねていくことも検討するべきである。」

続きまして、同じく17ページの中段を御覧ください。

「2 配置のあり方の実現へのプロセスについて」の2段落目の部分でございますが、委員からの「着手・実行が求められる取組を具体的に記載すべき」との御意見を踏まえまして、広く地域の子育て家庭を支援する取組の前に、

「「1 市営保育所の今後の配置のあり方について」で述べた」との文言を追加しております。

また、その次の段落でございますが、委員からの「断定的な表現では語弊があるのではないか」との御意見を踏まえまして、「市営保育所の民間保育園への一部の移管も検討する必要があり、この結果、民間保育園への移管を実施する場合には、何より入所している児童への影響、またその保護者等の不安の軽減・解消を念頭において、できるだけ十分な時間を確保し、説明責任を果たしていく必要がある。」との表現に修正しております。

1枚おめくりいただきまして、18ページを御覧ください。

「3 民間保育園への移管を実施する場合に求めることについて」の部分でございますが、先ほどご説明させていただきました10ページの「保育内容について」におきましての修正との整合性や、委員からの「移管後も行政が責任を持って継続して関わっていくことを盛り込むべきである」との御意見を踏まえまして、文章を追加・修正しておりますので、こちらにつきましては修正後の文章につきまして、そのまますべて読み上げさせていただきます。

「現状の市営保育所は、保護者会からのアンケートを見ると、これを利用する保護者から比較的高い評価を受けていることがうかがえ、それらの意見には、民間保育園への移管による職員や保育内容等の変化に対する不安の高さなどから、市営保育所の民間保育園への移管に対して反対の意向を示されているものも多い。

このため、民間保育園への移管を実施する場合は、現在の保育の質の継続を保障するため、特に、第三者評価の定期的な受審を義務付けるなど、京都市による、移管後における

継続的かつ定期的なチェックが必要である。

さらに、民間保育園への移管に当たっては、入所する児童への影響を何より考慮するとともに、その保護者等の意見をできる限り尊重する必要がある。」

以下は変更がございません。説明は以上でございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。

それでは、今回修正された部分、10ページの「1 保育内容について」、11ページの「3 障害のある入所児童への対応について」、それから14ページ以降の「IV 市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」に係る部分を中心に議論を行い、その後、文章全体の確認の方も行っていきたいと思います。

【委員】

11ページについてずいぶん表現を変えていただきましたが、文章の流れを変えると、もう少し分かりやすいのかなと読ませていただいております。

「現状においても、民間保育園においても充分に対応が可能であると考えられる」という前提のもとに下の文章が、書かれているんですけども、こうしたらどうなのかなと考えました。

「平成22年4月1日時点において障害児加配の対象となる、児童の受入れがない民間保育園が全体の約3割存在する等民間保育園のなかでも受入れに大きな差がみられる。また民間保育園と比べて、市営保育所の方が受入れ割合が高くなっている。これらの要因としては、障害児加配の対象となる児童の認定方法の違いと、障害のある入所児童に対する職員加配の違いがあることが考えられる。」で、元に戻りまして、「しかしながら現状においても、障害のある入所児童云々」と続けてまいりまして、次に「今後とも引き続き民間保育園と比べ、障害児加配の充実した市営保育所で、受入れを行いつつも、障害のある子どもも地域で等しく生活ができるよう、民間保育園の財政支援も含め、保育行政として障害児保育全体のあり方を検討する必要がある。」と変えたら非常に文章としては分かりやすいのかなと思いました。

【宮本会長】

文脈そのものはそのままということですね。

【委員】

「障害」という文字に関してですね、「害」という漢字から平仮名に変えるということ、

以前にどなたかの意見として出されたと思うんですけども、障害者に対する配慮の一つとして、「害」を平仮名にするということを提案したいと思います。

【宮本会長】

「害」を平仮名に変更してはどうかという提案でした。ありがとうございました。これについて事務局の方は特によろしいでしょうか

【事務局】

京都市の文章ですと、いまだ障害児という漢字は「害」を使用しているので変更できませんが、委員の先生方の文章になりますので、先生の御議論で変更になりましたら、変更させていただくことは可能かと思えます。

【委員】

15ページの図を入れていただきありがとうございました。西京区に市営保育所がないことがはっきり分かりました。

10ページの第三者評価の件なのですが、「今後市営保育所は保育内容の維持向上を図る観点からも民間保育園と同じく積極的に第三者評価を受審していく必要がある」という表現がされているが、ちょっと気になりました。

「民間保育園と同じく積極的に」というのは、民間保育園がほとんど受けておられて、市営も受けようというように読めます。しかし、第三者評価の公表サイトを見ている限りでは、民間保育園もほんのごく一部しか受審していない。「民間保育園と共に」の方がいいのではないかと。

それから最後のくくりは、民間と全部同じように「必要がある」と表現されていますが、一方で18ページ二つ目の段落に「このため民間保育園への移管を実施する場合は、現在の保育の質の継続を保障するため、特に第三者評価の定期的な受審を義務付ける」という表現がされている。しかし、普通の状況であれば受審することは望ましいのだけれども、「民間保育園に移管した時は義務付ける」ということが行政としてのあるべき取組と思うので、10ページに戻っていただき「受審する必要がある」と言い切って本当にいいのでしょうか。10ページについては「受審していくことが望ましい」という程度でいかがでしょうか。そうすると、18ページの「義務付ける」というのがはっきりしてくるのではと思います。

もう一点は、第三者評価というのが、支援機構とか事業といった形で制度化されていますので、欄外に解説文章を入れていただきたい。これはただ単に、まったくの第三者が見る訳ではなく、自主評価等に基づきながら、質の向上に努めるという仕組みがあるという

ことを解説として入れていただいた方が分かりやすいかなと思いました。

【宮本会長】

「民間保育園とともに」、「必要がある」、「望ましい」、そして解説を加えていけば等々、の御指摘を受けました。これに関連しまして、他にいかがでしょうか。

【委員】

私も、だいたいその方向で良いと思います。

他都市の民営化の例を見てみると、民営化後に義務付けている都市がありますから、その表現はともかく、第三者評価は保育の質を担保する上においては、非常に重要なことであるという表現さえしていただければ、異論はないです。

【宮本会長】

他にいかがでしょうか。

【事務局】

先ほどの議論に戻って、障害の「害」の字の使用についてですが、京都市でも様々な議論をしています。国でも「碍」を使うとか、いろいろな議論をしているところがございます。

社会福祉審議会につきましては、あり方専門分科会で保育所の関係の議論をいただいておりますが、障害福祉の関係の部会もございます。

そういったことで、あくまで社会福祉審議会の中ということですから、社会福祉審議会全体に影響があると考えため、京都市の中で元々使っている漢字を使っていた方が良いと思います。

【宮本会長】

社会福祉審議会の中での位置付け、全体との関連において御指摘をいただきました。

【委員】

御答弁のことは良くわかるんです。ただ、私の認識でいくと、「障」、「害」とどちらも漢字を使った場合は、一般名詞になってしまって、「差し障り」といった意味を含んでいる。

もちろん、障害児加算、障害者自立支援法であるとか、法律名・固有名詞になっているものは、変えることはできない。しかし、例えば、「障害のある子どもたち」という表現に直していただいた場合、ここでいうといかにも平易な文章になって、固有名詞でも何でも

ないわけですから、漢字の障害という漢字を使ってしまうと、この子どもたちが、なんか社会の中で、差し障りがあるというようにどうしても読めてしまうのが日本語なんだと思うんですね。

全ての障害の字句を直してくれということではなく「障害のある」との表現になっているところを変えていただくのは、良いことではないかと思います。是非、積極的にそういった立場での御議論をお願いしたいし、他の審議会・分科会等にも、そのことを呼びかけていきたいと思っています。

それから、字句の点で同じ様に分かりにくいところがあります。具体的に言いますと17ページの下から7行目、ここが最初に出てくるところと思うのですが、「市営保育所の民間保育園への一部の移管」という表現になっていまして、18ページになりますと、3の上から4行目、「市営保育所の民間保育園への移管」になっていますし、さらに4行下、「さらに民間保育園への移管」となっています。読む方に色々な解釈を与えてしまい、大変分かりにくい。

先ほど委員がおっしゃった、はっきりというのであれば指定管理者制にせよというふうな方が分かりやすいと思います。ここで「市営保育所」といっているところが、「市立」ではなくって「市営」のところが微妙な表現なのかなと前半部分については思うのですけれども、民間保育園への移管というのがあるんでしょうか。社会福祉法人などの民間法人への移管、というふうな方が分かりやすいのかなと思います。

その辺はどのような表現にしたら良いのか分かりません。この場で議論していただいて、条件が整った移管する形を正確に表現すべきだと思いました。

【宮本会長】

まず11ページの「障害のある児童」、この「障害のある」という使い方ですけれども、今後の検討課題となるのではないかと思います。

ただし、ここに示されている文脈といいますのは、理念・あるべき姿としての理念型とも関連してくるのですが、むしろ、給付等の制度をめぐる文脈ですので、漢字であっても良いのではと考えております。

それから17ページの「民間保育園への移管」、文脈が複雑ではないかという御指摘につきましては、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

日本語としまして「民間保育園への移管」というのは、委員の御指摘のとおり、適切、正確に表現したものではないと思っております。

通常、社会福祉法人、あるいは、現状ですと国の制度上では株式会社も入ってきていま

すので、表現は少し検討させていただきたいと思います。「民間保育園への一部移管」という言葉自体は少し誤解を招く可能性もあるかとは思っています。

【事務局】

過去にこの場で御議論いただいたときに、民間への移管とはどこに移管するのかという議論になった上で、この言葉をこの間使ってきています。

移管先について、先ほど委員が社会福祉法人と言明されましたが、現在、保育園につきましても、京都市内でも社会福祉法人以外に、宗教法人や、あるいは個人でも一部なされているところがある。もちろん法律上は、いわゆるNPOや株式会社まで認められている。

ということがございますけれども、決して、私どもとして、どこでも良いというつもりはない。しかし、あまり限定してしまうのも、いかがなものかと考えています。

先ほど、指定管理者制度についての御発言もありましたけれども、私どもが、仮に指定管理者を募集する場合には、社会福祉法人に限定するというのは今の指定管理者制度の運用から言いますと、かなり困難な状況ではなかろうかと思えます。

と言いますのは、他の福祉施設についても全て基本的には参入を可能としているという制度でございますので、その点を申し上げておきたいと存じます。

【宮本会長】

ありがとうございます、これに関しまして、その他御意見等ございましたら、いかがでしょうか。

【委員】

ちょっと今のところとは少し角度が違うかもしれませんが、これまで京都市では、平成17年に当時32箇所の公設民営の保育園が民設民営に変わったと聞いています。

その後も、2、3の施設が民設民営に変わっています。当時の保護者が、それに関しては、あまり苦情を出されなかったと聞いているのですが、スムーズにいったのかどうか。今のペースとは少し違いますから、それとすぐに比較することはできないかと思いますが、そうした過去の経過を見ると、比較的問題を起さずに、落とすところは落としているというようなことを聞いたことがあります。

今回のケースに参考になるのか、そのあたりについて事務局の見解をすこし聞かせていただきたい。

【事務局】

平成17年度から平成18年度にいわゆる市営保育所の運営費が一般財源化されるとい

う中で、極力、公設民営保育所を民設民営保育所へ移行しようと、建物の売却等を行いな
がら実施しました。

利用されている保護者から見ますと、運営主体は移管前後とも一緒ですから、ほとんど
保護者の方からの御意見はなかったと記憶しています。また、その際に、運営主体を法人
化するのかという議論はありましたけれども、大きな混乱等はなく公設民営から民設民営
に移管しております。ただ今回は、公設公営の話なので、局面が違うと思っております。

【事務局】

公設民営から民設民営にした場合、国の運営費を本市の歳入に取り込めることが大きい
という話がありましたが、もう一つありまして、公設民営ですと建物の所有が京都市にな
りますから、例えば軽微な修繕であっても、その都度京都市の判断を仰がなければなら
ない。しかし、民設民営になりますと、自前で思ったときに改修できる、そういったこと
があります。そこで当時、建物がかなり古くなってきたということで、財産処分しても比較
的安い額で民間に委ねられるということもあり、京都市から建物を買うことにはなります
が、後の自由度が増すという利点を御理解いただきました。

何らかの事情でできなかつたところについても少し時期は遅れましたものの、法人の方
で買い取っていただいて民設民営になったという経過がございます。

委員の方から指定管理の話がありましたが、指定管理になりまして、国運営費が当た
らないという問題、それから、あくまで形式的ではございますが、5年毎の指定管理者の
更新という手続きが必要になります。

その時に、運営主体が変わるという可能性、またその間、大きな改修について京都市が
責任を持って改修するということはありますが、小さな修繕についても、逐一京都市の許
可を得なければならない、こういった点もあることを付け足したいと思えます。

【宮本会長】

ありがとうございました。

指定管理者制度であれば国からの財源の確保が期待できないということもありますし、
保育園の運営と施設管理を一体として行えないという問題もあります。それから、最終意
見というのは、5年を区切ってということなんですね、指定管理者制度というのは5年ご
とに公募するというので、ある意味分科会として責任を持つことができないというよう
に思います。

【委員】

16ページの表現でございます。前回委員会で提案させていただいた内容を丁寧に修正

していただいております。

私の提案もあって、変更していただいた部分なんですけれども、改めて読んでみますと、少し誤解されるのかなあと思う箇所があります。

16ページの中段「こうした中で」とありますが、「福祉事務所や保健センターと市営保育所が連携した一体的支援を充実する観点から」、問題なのはその後、「保育士の専門知識・経験を生かした福祉事務所の子ども支援センターの体制充実」とありますが、趣旨はこれを含めて「今後の地域子育て支援拠点事業について新システムに向かって見直していこう」という指摘だと思うのですが、この「保育士の専門知識経験を生かした福祉事務所の子ども支援センターの体制充実」という表現は、13ページの市営保育所の保育士の保育所という既存の職域を超えて、児童福祉センターや福祉事務所といった子育てに関する行政機関において、その専門性を活用していく、ということと誤解されてしまうように思います。

職域拡大について反対するつもりはありませんが、私の趣旨は、前回の発言にありますように、市営保育所の保育士が福祉事務所の子ども支援センターの業務と連携することによって一部バックアップするという趣旨でございます。

職域拡大は、すでに13ページで述べていますので、そこと表現の趣旨を明確に区別していただけると、私の趣旨がより明確になろうかと思えます。

【宮本会長】

一部をある意味限定的にバックアップしていくという文脈ですね。

【委員】

バックアップという表現がなじむのかなど。私の方でももうちょっと表現を丁寧にした方がいいのかなと思えますが、ただこの中ではチェックとか、カタカナも使われていますので、「業務を一部バックアップ」とした方が、趣旨が良く伝わっていると思います。

【事務局】

委員がおっしゃるとおりでございますが、趣旨としましては職域拡大を書いているつもりではありませんので、その点はより書きこませてください。

ここでの趣旨は委員の発言もございましたが、いわゆる地域子育て支援拠点事業の配置の偏りが生じているのを、どのようにして是正していくのかという観点の際に、全ての業務が今のままの配置で良いのかということになりますと、福祉事務所・保健センターとの関わりは欠かせないだろうと思えます。

委員から御指摘のありました、今後の担う役割と類似しているところがございまして、福祉事務所・保健センターとの兼ね合いを抜きには、考えられないであろうと思えます。

場合によっては、委員のおっしゃっている職域拡大ももちろんでございますが、一部福祉事務所を拠点に考えることも含めてはどうかと、いうことで書かせていただいたつもりでございます。

【委員】

前々回、確かに私も、福祉事務所・保健センターとの連携で重なる部分もありますと言いました。公的な機関として担っていくものは、民間とは違った役割があって、福祉事務所の相談業務あるいは子ども支援センターの業務と重なるものがあるという認識をしておりますけれども、私の考える市営保育所の担うべき役割というのは、現在、福祉事務所、子ども支援センターでやっていない個別支援であったり、当事者支援であったり、地域密着の各団体と一緒に事業を展開していくというような資源の開発であったり、さらには、全体的な調整、あるいは待つて相談を受け付けるというよりは、地域に出て、児童ソーシャルワークを積極的にやっていただく業務をイメージしていますので、今の福祉事務所子ども支援センターの業務とは重ならない。それをさらに下の部分をぐっと厚くしたものを子ども支援センターのバックアップ施設として、市営保育所に担っていただきたいという趣旨でありました。

その意味では17ページのところをアウトリーチだけではなくて、私の考えに従って書いていただいて、地域子育て力の向上、あるいは地域社会で子どもの育ちを支えていくんだ、その部分に市営保育所の役割、リーディングな役割があるんだという、このような趣旨で展開していただいているので大変結構なんですけれども、現在のこういう役割と現在の福祉事務所との相談業務とは直接重ならないという認識をもっております。

これは補足的な私の解釈であります。

【事務局】

委員の御指示については、私たちの理解するところであります。御指摘のように、今現在の福祉事務所の中の子ども支援センターあるいは保健センターの取組も、ある意味こういう方向に向かっているところ、また向かわなくてはいけないという意識を思っております。ですので、このように書かせていただいた、という趣旨は御理解ください。

【宮本会長】

伺っております、文脈そのものは事務局も委員も基本的には変わらないと思いました。

【委員】

会長からは文脈としては基本的に同じだとありましたが、事務局からは今はバックアッ

プではなくって、文面にあるような方向に考えているのだとおっしゃったように聞こえたのですが。いったいどうなのか、同じなのか、同じであれば委員からあった表現で問題ないと思うのですけれども、あえて事務局からそのような発言があったところの趣旨が良く分からないのですけれども。もう少し説明をお願いします。

【事務局】

申し上げるところは最後のところに力点がございまして、先程委員が申しておられました点が市営保育所のオリジナリティとなって展開されるとまでは申し上げられないと私は考えております。

【委員】

私の趣旨とはかなり違う。文脈が修正されないのであればまとまらないと思います。

【委員】

公立の保育士が具体的に子ども支援センターの方に関わるということですね。

プロとして現場はどちらかというと非常勤の方が多いですが、経験を生かして、地域に関わるということですね。

【事務局】

そういったことも当然あり得ると認識しております。少し補足させていただきます。アウトリーチ型の事業を行う場合でも、そういう御家庭ないし子どもに関する情報を共有化するというのは、皆さん御存じのとおり、個人情報も関わってくる。

こうしたことについて、日々情報を集積しておりますのは、やはり一番初めは保健センターでの母子健康保健手帳交付から始まって、こんにちは赤ちゃん事業、その後の母子検診、といった流れです。一方で、それらの中から、御家庭の支援が必要になって、福祉事務所の児童母子ケースワーカーによるいろいろな支援、例えば育児支援家庭訪問事業というのもありますけれども、場合によっては、子ども支援センターも直接に関わる、あるいは後方支援で関わる、こういった仕組みがある中での公営保育所の今後の果たす役割ですから、その仕組みを別にしてというのは、なかなか難しいのではなかろうかと、私どもは考えるものであります。

【委員】

私もこの分野で、仕事として参画していますので、少し分かるつもりでいます。事務局からおっしゃられた点も理解できないではありません。

ただ、要保護児童対策地域連絡協議会の構成員として保育所の職員が関わるということは当然あり得ることで、しかも重要な役割があります。

しかも、子ども支援センターとしての関わり方とまた違うセクターとして、違う見地から要保護・要支援家庭に対して多様な関わりを展開する方が良いのではないかと思います。

ですから、以前にも事務局からは「ここでは京都市当局の考え方は出さない、あくまでも審議会の事務局として委員が出した意見をまとめるのが事務局の役割だ」とおっしゃったと思いますので、京都市の考え方としては、ここで委員がおっしゃった内容に対して、他委員から異論がなければ、さらに京都市として検討されるときにどのような理論を展開されて加工するかというあたりで判断されて良いのではないのかなと思った次第です。

【委員】

理解できないので、もう一度御説明をいただけるでしょうか。

【宮本会長】

ポイントがもう一つ理解できないという指摘を受けております。

【委員】

今後の配置を見直した後で、残るべき市営保育所の役割とすれば、福祉事務所の子ども支援センターと連携し、そして拠点事業を維持しながら、公として担うべき役割として16ページの下から2行目から次のページの各種相談窓口のネットワーク作りなどの取組に位置付けるべき、これが市営保育所の役割である。そうして福祉事務所の子ども支援センターの業務とともに、こういう役割でバックアップしていくんだというのが私の趣旨、そこに市営保育所の行政として担うべき役割がある。

福祉事務所がこういった部分について、ウイングを広げるにしても、それをバックアップする施設として拠点となる市営保育所の役割はとても重要である、というのが私の趣旨でございます。

おそらく同じ趣旨であれば、このまま議事録に確認していただいて、前半部分の「保育所の専門知識・経験を生かした福祉事務所の子ども支援センターの体制充実」の文脈を、少し手直ししていただければ、私としては趣旨が通るということでございます。

【宮本会長】

事務局も改めて御説明していただいた方がよろしいように思います。

【事務局】

ただいま委員から御説明されたところで市営保育所が17ページにかけての公の役割を行っていくことが、市営保育所の今後のオリジナリティだとして重要だという趣旨でおっしゃっていると理解しています。

ただ、そのオリジナリティは決して市営保育所だけでなく、福祉事務所や保健センターにも同様に求められるものだと申し上げているのです。

【委員】

京都市として、このテーマにそれぞれの役割分担を果たしながら、あくまで行政としてこの課題に関わっていただきたいというのも私の趣旨であります。

【委員】

いま委員がおっしゃったように、この支援センターの業務16ページから17ページの上の方ですね、今後、事業として進めていくべき望ましい事業、それを市営保育所がバックアップするということでもありますね。

私には理解しにくい部分があるのですが、子ども支援センターの各種団体、各関係機関との行政区単位での会議においては、民間保育園もかなり参画している。その中で、市営保育所が必死になってバックアップするというのは、民間保育園はバックアップしていないような誤解を与える。そのあたり、ちょっとフェアじゃないのではないかな。

というのは、民間の各種団体の方は保育園という名前の元に、民間は、バックアップしないんじゃないか、実際は民間保育園もバックアップするんですが、ちょっと、民間の保育園の立場としては困ります。

【委員】

その部分については、16ページのところで、「これらの機関・団体と協力し、公民一体となった取組で、当然民間と行政が力を合わせて、地域の子どもの支援に当たる」と書かれている大前提のうえで、行政機関の中で機関連携のあり方を少し工夫していただくと、京都市の子どもの育ちによりプラスとなる施策効果が期待できるという趣旨であります。

ですから民間が応援していないということではないと読めるのですが、いかがでしょうか。

【宮本会長】

ともあれ、委員の御指摘を踏まえ、より分かりやすく、より明確になる形での文言の修正を検討するというのも大事になってくるのでは思っています。

先程伺っておりました、委員が質問されたことと一体どう違うのですかという点を改め

て確認させていただきましたが、コンテキストは同じである、共通基盤に立っているというを確認させていただきました。ということで区切らせていただきたいと思います。

【委員】

例えば被虐待児に限って申しますと、子ども支援センターは虐待通告を受けて、対応するところなんですよ。ですので、直接対応するとなると、それなりの動き方をしないといけない。

一方、バックアップという表現が適切なのかとおっしゃっていましたが、また違う立場から、その家庭に寄り添いながら支援をしていけるのは、やはり違う機関ではなかろうかと思います。

虐待問題がこれだけ厳しくなって、ある新聞の話では京都府は全国2位で虐待児が多いんだと書かれていましたが、そういう厳しい状況の中で、虐待対応を図っていくのであれば、そういう重層的な対応が必要だと思いましたので、委員の御指摘に賛成します。

【委員】

話を戻すようなんですけれども、さっき委員が言われた、17ページ以降の、「市営保育所の民間保育園への移管」というところは、やっぱりちょっと引っかかります。どうしてもこの言葉で使ってきたからそのままということであれば、この分科会の意向として、現状の民間の保育を担ってきた法人という議論をしてきたというような経過をどこかに入れられて、それを民間保育園という言葉を使ったとされた方が、我々の分科会としての意思で使っている言葉だと思うので、検討された方がいいのかなと思います。

「民間保育園へ」という言葉は私たち社会福祉法人などでも、保育園以外にも運営している法人もたくさんあり、勘違いされそうなので、ここでの解釈を、17ページ、18ページに「移管」の前に使っている民間保育園とは、という形で表現されるか、それともここで議論して、さっきから言われている、運営実績のある民間法人等という言葉は何回も使う、というようなことの方がやはり適切ではないかと思いますので、御検討ください。

【委員】

この民間保育園への一部移管を仮に民間企業の経営する民間保育園を含めるとしますと、市とすれば運営費補助、人件費補助は民間企業の保育園にもできるとお考えでしょうか。憲法第89条関係の問題は生じませんか。

【事務局】

先ほど申し上げた指定管理ということの中で申し上げましたので、委員のおっしゃった

ことは当然ございます。

【委員】

民間企業にまで広げることは少し難しいと考えたらよろしいでしょうか。

【事務局】

いわゆる売却という手法をとる場合は、また話は変わるかもしれませんが、適正価格で売却する。そして国の運営費は入ってまいります。

問題は、私ども独自の単費援護費ということで約40億円の職員の加配を行う、プール制を維持していますが、このあたりをどう考えるのか、大きな宿題です。

現在何らかの答えを持ち合わせている訳ではありませんが、先ほどの話は指定管理であれば、当然民間企業を排除することができませんということを申し上げただけです。

【委員】

一般的な民間移管で指定管理の方法を取らずに民間移管を検討した場合、そこに社会福祉法人以外の、特に企業の経営する民間保育園も実績があれば参入できることになれば、そのあとの質の維持というところで公費を入れられないと、質の維持がかなり難しいのではないかと考えております。

ですから、社会福祉法人立の保育園というふうに限定していただければ、公費を入れての質の確保が可能になると思います。

【委員】

認可された民間法人というイメージをしていたので、だから宗教法人も中にはあるのかなと思っていました。

ただ、委員が言われたような、指定管理にするとか、京都市から引き継ぐような法人を社会福祉法人に限定するというようなことをここで議論する必要があるのか、ここの委員会としてはこういう思いで、この表現を使いましたよというところを議論して決めていただいたら良いと思います。私はどうであってほしいとか表現したわけではないけれども、ただ、京都市がこれまでに連携を取っていない民間の株式会社とかが唐突に出てくるのはいかがかなものかなと思う。「民間」についてはずっと議論してきたように思われるので、そこのところ表現された方がいいのではないかと思います。

私も社会福祉法人の人間なので、社会福祉法人にという表現を使っていたきたいなどは個人的には思いますが、ここで議論されるべきなのかどうなのかは、皆さんで御検討されたらどうかと思います。

【宮本会長】

いかがでしょうか

【委員】

先ほどから例えば指定管理者という表現をしたのは、市営保育所の保護者が、どれほど理解をしてもらえるのかという前提の下での話あって、そういった場合、社会福祉法人というのが一番理解しやすいのではないかというのが一つ。

それからいきなり、民設民営へともっていきたくないかもしれませんが、しかし、それではかなり難しきろうなということで、絶対これでなければというわけではないのですけれども、中間的な手段として、指定管理者という手段もあり得るのではないかという意味で私は申し上げたのです。

【宮本会長】

いかがでしょうか。

私この資料を繰り返し目を通す中で、民間保育園への移管ということに関しまして、移管した法人の、責任を問うという条件、移管した市の責任を明確にしているとも思います。

市営保育所の保育の質の継続について、京都市として責任を持って保障する仕組み作りの必要条件を繰り返し議論する中で、提案してきたように思うんですね。

第三者評価の受審の定期的な義務付け、継続的なかつ定期的なチェック、民間の持つ柔軟性というものを最大限発揮するといった形で定期的、継続的に、モニタリング、アセスメントを実施する。ここでいう移管とは、言葉は悪いが、全てを委ねるという訳では決してないと理解しています。

そうすれば、この文脈、文章で、私としてはこれで良いようにも思えるんですが、文脈を変えない状態で分かりやすく、どうすればいいのかというレベルで、改めてここをどう詰めていくのか、検討していくことができればと思っております。

【委員】

今日でおそらく御論議が概ね終わるのかなと思っていましたので、一応、18ページの民間保育園の移管を実施する場合に求めることを書きこんでいただいている、ここで言い尽くしているのかもしれませんが、やはり、もう一つ不明確とも思われます。

このことは、前回10月20日付けで市営保育所保護者会連絡会の代表からいただいた要望書の中にも出てきていまして、「民営化全く反対」だとは書かれていないが、不明瞭な点があって、しかも、「子どもの福祉に後退を及ぼすのでは」という不安が随分ひしひしと

伝わってくる内容で質問されている。

今までも、13回の議論を重ねてきたけれども、当事者としてはまだまだ不安な点があるということであれば、このようなものを一つ考えてはどうなのかと資料を用意してまいりました。

いかがでしょうか。

【宮本会長】

趣旨説明ということでしょうか。

資料配布を今ここでされるということでしょうか。

【委員】

読み上げても良いのですが、資料を見ていただいた方が分かりやすいかなと思います。

【宮本会長】

委員の皆様よろしいですか。

【委員】

趣旨としての資料配布はよろしくないと思われま。今はあくまでも字句の修正なので、その範囲内で提案をいただいた方がよろしいかと思ひます。

【委員】

字句の訂正で良いのですが、18ページのところに、具体的に項目別に記載すべきだろうという意見に代えさせてよろしいでしょうか。

【宮本会長】

文脈に出来る限り沿う形をお願いします。

【委員】

沿っているかとは思ひます。私も今まで13回全て参加させていただいて、その中で出てきた皆さんの御意見でありますとか、事務局から御説明いただいた、他都市の状況とか、そのようなところをつぶさに聞かしていただひて、この点を明確にすれば、保護者の皆さんも少し理解を深めていただけるのではと思ひた点がありますので、読み上げてよろしいでしょうか。

【宮本会長】

文脈に沿う形で、口頭で趣旨を御説明していただけるのであれば、簡潔にお願いします。

【委員】

10項目ありますので順番に読ませていただきます。

①市立の保育所の民営化したとしても、市の求める地域子育て支援機関としての機能に影響が及ばないかどうか。

②当該保育所について管理運営させるにふさわしい社会福祉法人等が存在するか否か。

③当該保育所保護者会や地元自治連合会等地域団体との合意が整っているか。

④民営化により保育職員の配置基準や加配の基準が後退しないかどうか。

⑤民営化に伴い、保育内容が著しく標準的な課程から逸脱しないよう、また、ひな祭り、クリスマス等の国民的なものになっているものを除き保育内容に宗教行事が加わらない保障があるかどうか。

⑥京都市、運営法人及び保護者会で構成し保育所運営の具体的内容について協議する3者委員会が設置されるか否か。

⑦民営化によって新たな保護者負担が生じないか否か。

⑧障害のある子、一人親家庭の子、外国人の子等々、全ての子どもに対して等しく保育が受けられるよう人的、物的体制が整っているか。

⑨現在配置されている保育士が、無理な配置転換及び職種変更若しくは解雇を強要されることがなく、また、新しく配置される民間職員との間に共同で業務に当たることにより、十分な引き継ぎ期間が保障されるか否か。

⑩民営化により節減できた市の支出予算があるとすれば、基本的にはその全額は市の子育て関連予算若しくは保健福祉関係予算に振り向けられるべきである。市民に対してその使途及び事業効果が毎年明確に説明されるものであるか否か。

というようなことが、いままでの論議から見れば言えるのではないかと思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。私の意見ですけれども、御意見の全てをちりばめていくことは、不可能ではないかと思われるのです。

いわば、最大公約数、その基本線を確認するための委員会がこれだと思うんですね。

ですから私達の役割というのは、市営保育所の今後のあり方につきまして、ある一定の基本線を提言することにあるのではないかと思うのです。

これで全てを決める、これで全てが決まるということでは決してありません。限られた課題を中心に、限られた時間の中で関わらせていただきますのが、この審議会の委員とし

での役割だと思っています。

決して否定するわけではないが、伺いますとやはり文脈が大幅変更されることになる、かえって分かりづらくなるとも思うんですね。

いかがでしょうか。

【委員】

そのとおりだとおもいます。前回か、前々回の会で移管した場合、行政が指導し、チェックするというようなことも言っていたかと思うんです。そのあたりで十分フォローできていると思っています。会長がおっしゃっていることで結構だと思います。

【委員】

私も同感です。考え方の基本的なことをここで議論してきたと思いますので、それに関しては皆さんで同意しながら今日までできていると思いますので。具体的なことを全て決める委員会ではないと思います。宮本会長に今後も委ねていったら良いのかなと思っています。

【委員】

私もそうだと思います。敢えて言うなら保護者の立場というのを、これは十分考えないといけないと思いますが、それ以外のあまり細かいところまでは、この委員会で決めるものではないと思います。

【宮本会長】

これで議論を区切らせていただきます。

本日は時間が参りましたので、このあたりで終了していきたいと思います。本日、委員の皆さんからの御発言を踏まえまして、「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」としてまとめ、次回の分科会におきまして、確認を行っていきたいと思います。

昨年度の8月から議論を開始した本分科会も、次回の分科会が最後となってまいります。これまでに委員の皆さんから様々な御意見をいただいておりますが、次回の分科会におきまして、最終意見としてまとめる必要がございます。

この最終意見につきましては、これを本分科会としての一定の結論として確認していく必要がございますが、この確認方法につきましては、委員の皆さん、御意見等はございませんでしょうか。

【委員】

今日も皆さんから御意見が出まして、それを踏まえて、事務局でさらに最終案を作っていただくということなんですけれども、もう1回審議会があるわけですから、その場でお諮りになられるのが筋なのではないかと思うんですけれども、今聞かれる意味が分かりません。

【宮本会長】

最終回におきまして、確認するのですけれども、その確認方法についての御意見が、もしございましたら。

【委員】

多数決でとか、拍手でとかそういうことなんでしょうか。

【宮本会長】

私の方から申し上げて良いことなのかどうなのか。今御意見を賜りまして、ほぼコンセンサスを得られたと思っています。

事務局及び私で文言修正を中心に検討作業を行うのですけれども、私への一任ということによろしいでしょうか、ということです。

【委員】

現物を見てから最終的に一任するかしないかを決めませんか。字句修正程度のものならば事務局一任というのは通常のあり方なので、私はそれで結構だと思います。次回に内容を見て、提案趣旨も踏まえて、字句の修正程度であれば、最後をどうするかということについては、委員長一任するかしないか、次回に決めた方が良いでしょうと思います。

【宮本会長】

委員が言われたように、最終回に何も言っただけだということではありませんので、持ち帰りまして、今日の話し合いを含めまして、事務局と私との間で調整していく、その一任ということで、それを含めての一任ということです。

【委員】

今日の議論させていただいた内容で議論は尽きていると思いますので、今日の趣旨を入れていただければ我々としては、文章をお任せしたいと思います。そして最後にその文章を見せていただくということで良いのではと思います。

【委員】

市民公募委員として参加させていただきました。ありがとうございました。

先生方の高いレベルの話についていくのが大変だったんですけれども、私ども素人の市民公募委員として、大事にしたいと思って参加したのは、子どもの人権がさらに尊重されて、前進していくこと。もう一つは民主的に審議を尽くすこと。

その中で、とりわけ当事者の保育園の保護者の皆さんの意見を聞くことを貫くことが、市民公募委員の役割だと思ってまいりました。

確かに、13回随分熱を込めて論議もしていただいた。しかし、残念ながら先ほども紹介させていただきましたが、10月20日付けで保育園の保護者会の皆さんからの不安の声が寄せられたことも事実であります。

私個人としては議論を尽くしていただいて、その疑問や不安を払拭できるような議論を審議会としてはやるべきだろうと思うのですけれども、あと1回で終わりですし、いたずらに延ばすこともいけません。先生方にも、そろそろということも思ってらっしゃって、意見を聞いていたらきりがなくおっしゃった先生もいらっしゃって、そこは、皆さんの意見に従って、まとめていくということになるかと思えます。

しかし、公募委員は市民代表ではないと言われましたけれども、市民を代表して参加している気になっているのですけれども、そこで言いますと、やっぱり当事者の、保護者の不安を残したまま審議会の幕を閉じるというのは残念な思いがあります。そこは何かの方法で、また高い壁を取り除いていくことが、私たちが委員の役を解かれても、責任があるのであるのではと思った次第です。

【宮本会長】

私たちは既に300人を超える保護者からのアンケートを頂戴しています。

連絡会からいただいた資料の中にも、アンケートを実施し、300人を超える保護者本人の生の声を反映したことの評価のコメントをいただいております。

また保護者会連絡会様からの、委員会の皆様に資料配布していただきますようにとの依頼について、持ち帰り、300人を超える保護者の皆様の御意見と併せながら、繰り返し読ませていただきました。

この保護者会連絡会から出された、意見、疑問等なのですけれども、本審議会の範囲を超えたご意見、むしろ市の保育施策に対する保護者の意見要望ということも書かれておられますので、このあたりについては、今後、京都市としても対応を続けていかれるようにと思えます。

それから、基本となるところでございますけれども、私は保護者会の御意見に対して、この最終意見案は、基本的な所ではしっかりと応答しているように理解しています。

ということを指摘させていただいて、もし他に御意見なれば、これでもって終わらせていただこうと思います。

【事務局】

本日は、長時間に渡り、熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。次回、14回目の専門分科会につきましては、12月中旬頃の開催を予定しております。日時等が決まりましたら、改めて御案内を申し上げますので、御参加の程よろしく申し上げます。

以上で、平成23年度第7回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—閉会—